

\*\*\*\*\*

目安箱への投稿

\*\*\*\*\*

■日付： 2018/11/16

■件名：協議書の概算金額記載について

■ご意見・お問い合わせ

協議書発議時に協議内容の概算金額増減を記載しているが、金額の詳細を協議書につけるように現場技術員から指摘されることがあった。

積算内訳書や代価表、建設物価のコピーまで協議書に添付するように指導されたため、「提示した金額で変更してもらえらんだったら添付するが、そうでなければ付けません。」と断った。

現場技術員が工事関係書類等の適正化指針の内容を理解してもらえないと、書類がスムーズに監督職員へ届きません。

現場技術員の意識改革への指導をお願いします。

■回答

「工事関係書類等の適正化指針（案）（以下、指針）」4章1－16の回答にありますとおり、協議書に記載する金額は、概算金額で十分です。

現場技術員を含めた発注者側の「直轄請負工事における設計変更ガイドライン」遵守については、これからも引き続き指導して参ります。

また、今回策定した指針については、これから開催する説明会において、遵守するよう指導していきます。

なお、概算金額の明示は、「直轄請負工事における設計変更ガイドライン」P8にも記載していますが、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、見積書の妥当性を発注者が確認し、妥当性が確認された場合は、見積書の額を、妥当性が確認されなかった場合は、発注者において仮積算を行い、概算金額を記載するためのもので、受注者から見積書の提出がない場合は、指示書への概算金額を記載しません。